

憲法しんぶん 速報版
 発行 憲法改悪阻止各界連絡会議 (憲法会議)

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007
 ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp FAX03-3261-5453

2024年7月25日(木)
 NO. 1497号
 本号3頁

ガザ虐殺やめよ 停戦直ちに!!

東京・新宿 パレスチナに平和を!緊急行動

イスラエルによるパレスチナでの虐殺をやめ、直ちに停戦するよう求める行動が21日、東京・新宿駅前でありました。総がかり行動実行委員会も参加する「パレスチナに平和を!緊急行動」が呼びかけました。

炎天下、参加した300人が「フリー・フリー・パレスチナ (パレスチナに自由を)」「ボイコット・イスラエル」と声を上げました。

憲法9条を壊すな!実行委員会の高田健さんは「パレスチナ・ガザでは毎日市民が殺されている。東京で声を上げ、つながっていることを示そう」と訴えました。



憲法共同センターの高橋信一憲法会議事務局長は、沖縄などで米兵による性的暴行事件が隠ぺいされるも「日本は平和国家なのか。ガザの平和実現とともに声を上げ続けよう」と呼びかけ、さらに議員任期延長改憲について、過去に一度1941年2月に制定され、その年の12月に真珠湾攻撃に踏み切ったことがあり、戦争する国家づくりの一つだと危険性を訴えました。

武器取引反対ネットワークの杉原浩司代表は、国際司法裁判所(ICJ)が19日に出した、イスラエルによるパレスチナ領土の占領・入植・住民差別が国際法違反だとする勧告的意見の中に「すべての国はイスラエルによるパレスチナ占領継続によって作りだされた状況を維持するような援助・努力をしてはならない」と書かれていると指摘。「日本政府はいまだにイスラエル製の攻撃型ドローンの輸入をやめていない。イスラエル軍事企業を支援し虐殺に加担するなどあり得ない」と批判しました。

総がかり行動実行委員会 新宿駅街宣

「沖縄でも、どこでも米兵の性暴力・性犯罪は許さない」

戦争させない・9条壊すな!総がかり行動実行委員会は22日夕方、新宿駅東南口で憲法改悪反対の街頭宣伝行動を行いました。参加者は「沖縄でも、どこでも米兵の性暴力許さない」「新たな戦前おことり」の横断幕を掲げて、マイクを持って訴え、署名への協力を呼びかけました。

憲法共同センターの安井正和日本原水協事務局長は、「ロシア・プーチン大統領が核使用で威嚇しながらウクライナ侵略戦争を続ける状況下、人類と核兵器は共存できないとの被爆者の声を世界の指導者が聞くべきだ」と強調。日本政府に核兵器禁止条約の批准・参加を求める運動を強めようと呼びかけました。

新日本婦人の会の平野副会長は「戦争と平和、憲法と人権を考える夏です。沖縄では米兵による性暴力・性犯罪が70年以上日常化している異常が続いています」と告発。基地のあるところは暴力と犯罪が起きており、米軍と一緒に基地強化するのが岸田政権だと批判しました。

横断幕を見て駆け寄り、署名する若い女性が続出。「軍がそばにあれば被害を受けるのは、同じ女性として嫌ですし、日本の土地を米軍が使うのもおかしい」と、池田あすかさん(29)が話しました。宮崎市から仕事できたという蒼井月子さん(30代)は、「日本はどうなるのか不安です。何かの形でこの気持ちを伝えたい」と署名に協力しました。

海上自衛隊 潜水手当不正受給 さらに1000万円余か

海上自衛隊で発覚した潜水手当の不正受給について、防衛省は、先週公表した金額よりもさらに1000万円あまり増えて総額でおよそ5300万円にのぼる可能性がある」と明らかにしました。

海上自衛隊の潜水手当をめぐるのは、幹部を含む隊員62人が訓練の実績を偽るなどして2022年10月までの5年半で合わせておよそ4300万円を不正に受給していたことを防衛省が先週、公表しています。

これについて防衛省はすでに退職している元隊員や、事実関係を争っている隊員なども含めると、不正受給はさらに1000万円あまり増えて総額でおよそ5300万円にのぼる可能性があることを新たに明らかにしました。

また、潜水手当の不正受給をめぐる元隊員4人が詐欺や虚偽有印公文書作成などの疑いで去年11月に警務隊に逮捕され、その後、いずれも起訴猶予となっていたことを明らかにしました。

このほか、潜水手当の不正受給や食堂での不正飲食などで隊員あわせて218人を今月12日付けで処分したと発表していましたが、このうち20人はそれ以前に処分していたと訂正しました。

元隊員の逮捕を先週の時点で公表していなかったことや、処分をめぐる発表内容に誤りがあったことについて、防衛省は「担当部署にミスがあった」としています。

自民党9条改憲案と違ふ、石破氏主張「9条2項削除」

自民党の石破茂元幹事長は22日配信の情報サイト「選挙ドットコム」のインターネット番組で、次期総裁選に出馬する場合は戦力の不保持を定めた憲法9条2項の削除を掲げると訴えました。「9条2項は削除すべきだと思っているが、ここ10年くらい『石破の2項削除』は評判悪い」と述べた上で「私が（総裁選に）出る出ないは別にして、そういう議論が戦わされてこそ総裁選の意義がある」と語りました。

2018年3月に自民が策定した「改憲4項目」は9条2項を維持した上で自衛隊を明記しており、石破氏は異論を唱えてきた経緯があります。石破氏は番組で、「きちんと自衛隊を戦力として認めないと、いつまでたってもモヤモヤごまかされたようになる。その国の安全保障政策は強くならない」と強調しました。

石破氏は各種世論調査で次期首相・総裁候補の首位に立っている状況については、「最近政府や党で役職についていないから自由にものがいえる立場で、長いこといろいろな役職もやってきた。期待値も知名度もあって支持率が比較的高いと起こるべきことが起こるべくして起きている」と分析。「それは実績値ではないことは百も万も知っている。『わーい、支持率高いぞ』みたいな、それほどおめでたくはないつもり」と述べ、冷静に受け止めているとしました。

派閥がほぼ解消した中で臨む総裁選のあり方を巡っては「今までは派閥のトップがこういうので、（投票する先の総裁候補は）そうだろうねという話だったが、今度はそうはいかなくなるかもしれない」と指摘し「ちゃんと選挙区で『なんでこの人にあなたは投票しましたか』と（聞かれて）説明できなければだめだろう。それぞれの自民党の国会議員が問われる」と語りました。

資料 憲法会議 憲法パンフレットより

〈自民党改憲4項目 自衛隊を憲法9条に明記〉

自民党の2018年の改憲4項目、その中心が自衛隊の憲法9条への明記です。

◎自衛隊を憲法9条に明記し、フルスペックの集団的自衛権を認め、海外で戦争する自衛隊に
〈改憲条文案〉

憲法9条の2 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

②自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認とその他の統制に服する。

〈憲法会議の主張〉

「自衛の措置をとることを妨げず」を入れて、海外で戦争する国づくりに向けてフルスペックの集団的自衛権を憲法で認め、行使する構えです。さらに、検討過程で政府見解である「必要最小限度の実力組織」の文言が削除され、「専守防衛」の自衛隊の役割・権限を大きく変え、上限のない軍事力に道をひらこうとしています。憲法9条を変えて、安保法制(戦争法)下の「海外でアメリカとともに戦争する自衛隊」を合法化する改憲は、国民の「平和的生存権」を奪うもので、絶対許されるものではありません。

各地のとくみ

鳥取憲法会議 月例の読書会を開きました

(事務局長 森下克彦)

6月24日の読書会は、「月刊憲法運動24年6月号」に掲載された、丸山重威氏(ジャーナリスト)の「岸田政権の政策大転換の憲法破壊〈下〉」の記事を読み合わせました。この記事の概要をお知らせします。

4月、岸田首相は、首相として9年ぶりといわれる「国賓待遇」で訪米、バイデン大統領との日米首脳会談、米議会上下両院合同会議での演説、加えて、米国が招いたマルコス・フィリピン大統領とともに、初の日米比三国首脳会談を行うという前例のないスケジュールをこなした。

そして、「より進化した日米同盟の『グローバル・パートナーシップ』」を世界に向けて宣言しました。安倍元首相に続いた米議会上下両院合同会議での演説は岸田首相のここ2年半の「軍拡一本槍政治」、「戦後日本の自民党壊憲政治」の「転換ステップ」の「完成宣言」ともいうべきものだった。

「壊憲」によって進めてきた安倍政権—岸田政権の「軍拡」路線はでき上がった。岸田—米国のこれからの課題は、今度は「明文改憲」でこれを固定化し、着実なものにすることであろう。米国の意向はそれとして、問題は日本社会が、いつの間にか、そうした思考に慣らされ、変化してしまってきていることである。

ワシントン・コンセンサスで知られる「新自由主義」の動向は、教育、医療、文化などといった問題を含め、全ての課題に自由化、競争原理の導入、市場原理主義や規制緩和などが広がり、これが日本社会を大きく変えてしまった。ごく当たり前の「道理」「常識」より「カネ」が支配する社会への作り替えが進み、「平和憲法の思想」も蝕まれ、壊されていっている。

実は、この問題は、私たち自身の「生き方」の問題につながっている。これで本当にいいのか、問われているのは私たちである。

— ◇ —

皆さん、「鳥取県憲法会議読書会」に参加し、学習を力にして平和を守る運動を高めませんか。読書会は、毎月1回、第3火曜日の13時半から、平和と労働会館で開催しています。

女性差別撤廃条約の選択議定書早期批准求める意見書 278地方議会に

7月25日は、1985年に日本で女性差別撤廃条約が発効した日です。この日を「女性の権利デー」として記念する集会などが各地で開かれます。

日本政府に女性差別撤廃条約の選択議定書の早期批准などを求める地方議会の意見書が累計で278議会に広がったことが23日までに、女性差別撤廃条約実現アクション(OP—CEDAWアクション)の調べでわかりました。今年10月にジュネーブの国連欧州本部で行われる国連女性差別撤廃委員会の日本報告審議を前に、地方議会の動きが加速しています。

長野県では6月、県議会と21市町村議会が意見書を可決。神奈川県では同月、6市村議会が可決し、山梨県では5市議会が可決しました。

6月28日に全会一致で可決した長野市議会の意見書は「選択議定書の批准は女性の人権保障、女性差別撤廃の取組を強化し、ジェンダー平等社会の形成を促進することにつながります」と述べ、日本報告審議を見据え、選択議定書を速やかに批准することを強く求めています。

これまでに都道府県議会では意見書を可決したのは、可決順で高知、島根、宮城、徳島、富山、大阪、岩手、埼玉、三重、滋賀、長野、奈良の12府県。宮城県議会は2度可決しました。大阪府と徳島県は全自治体議会でも可決し、富山県はあと3町村議会となりました。

同選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を強化するために99年、国連で採択されました。同条約で保障する権利が侵害されたときに、国連女性差別撤廃委員会に通報して救済を申し立てることができる「個人通報制度」と「調査制度」からなっていますが、日本は条約のみを批准し、選択議定書は批准していません。

新憲法ポスター 届きました!!

新しい憲法ポスターが完成しました。今回は5000枚印刷。「憲法9条は世界の宝」「憲法をいかに、戦争でなく、平和の準備を」と訴えています。自民党などの改憲派の狙いは、憲法9条を変える、憲法に自衛隊を位置付けることです。全国津々浦々に貼り出し、9条改憲反対の声を広げよう。